

## 「議会基本条例に関する部会」での検討内容のまとめ

### ◆部会開催実績

令和3年 9月29日(水)、10月22日(金)、11月4日(木)  
11月10日(水)、11月16日(火) 計5回

### ◆検討結果

総務部からの「杉並区議会基本条例(素案)の確認について(回答)」を元に、指摘箇所  
の検討。

#### (会派)

**第7条** 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができます。

2 議員が会派を結成したとき、又は会派に変更があったときは議長に届け出るものとし、  
議会は速やかにこれを公表するものとします。

#### 〈解説〉

この条は、会派の結成及び変更(名称変更、所属議員の異動など)について規定してい  
ます。

~~議員は、会派結成届を議長に提出することで、区政において同じような政治姿勢や政  
策に対する考え方を持つ議員が集まるグループ(=会派)をつくり、議会活動を共にする  
ことができます。~~

会派の結成方法は、折々の政治的な状況により様々で、①政党と同一の構成員で結成さ  
れる場合、②政党の一部の構成員で結成される場合、③政党の枠を超えて結成される場合  
などがあります。

杉並区議会においては、一定数の議員(4人以上)が所属している会派は交渉会派と位  
置付けられ、その代表者で議会運営委員会理事会が構成されています。

なお、単独で議会活動をする議員も、会派結成届を提出することにより、会派として議  
会活動を行うことができるようになっていきます。

#### ○検討結果

##### 【解説】

- ・2段落目の削除
- ・「会派の結成方法は」を「会派は」に修正

## (区民意見の反映)

**第 11 条** 議会は、請願及び陳情の適切な審査に努め、その審査に**あ**当たっては、請願者又は陳情者による**説明陳述補足説明**の機会を設けることができます。

2 議会は、第 8 条に**基づく**の規定による区民の意見の把握が不十分であると判断した場合等、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとします。

3 議会は、法第 99 条の規定に基づく意見書を、国会又は関係行政庁に提出することができます。

### 〈解説〉

この条は、議会が区民等からの多様な意見をどのように反映させていくかについて規定しています。

第 1 項では、請願・陳情を区民等の意見を把握する機会の一つと捉え、適切に委員会で審査を行うよう努めることとしています。また、審査のために、提出者が内容の説明をする機会を設けることができますとしています。委員会審査の際には、提出者からの申し出があった場合、委員会を一時中断し、特に時間を設け、請願・陳情内容の補足説明を受けるよう努めています。

第 2 項では、議案などの審議・審査や調査を行う際に、必要に応じて、関係者や学識経験者（大学教授などの学問上の知識を持つ学識者や、専門性の高い知識や経験を持つ有識者）から直接話を聴く「公聴会制度」、「参考人制度」の活用を努めることとしています。

第 3 項では、請願・陳情により求められた場合など、必要に応じて、国会や関係行政庁（内閣総理大臣、総務大臣など）に意見書を提出し、課題の解決に努めることとしています。意見書の提出は、議員からの提案により提出する場合があります。

(略)

### ○検討結果

#### 【条文】

- ・「あたっては」を「当たっては」に修正
- ・「説明陳述の機会」を「補足説明の機会」に修正
- ・「に基づく」を「の規定による」に修正
- ・「不十分であると判断した場合等」を「不十分である場合等」に修正

#### 【解説】

補足説明について下線部記載を追加

### (議決)

**第 13 条** 議会は、法第 96 条第 1 項の規定に基づき、条例の制定改廃、予算、決算認定その他の事件を議決しなければなりません。

2 議会は、法第 96 条第 2 項及び自治基本条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、区政運営の指針となる基本構想の策定又は**変更改定**を議決しなければなりません。

3 議会は、前項に定めるもののほか、議決事件に必要な事項を議決事件に条例によって追加することができます。

○検討結果

【条文】

- ・「基本構想の策定又は変更を」から「区政運営の指針となる基本構想の策定又は改定を」に修正
- ・「必要な事項を議決事件に追加」から「議決事件に必要な事項を条例によって追加」に修正

(調査及び説明要求)

**第 15 条** 議会は、法に定めのある検査権、監査請求権、調査権及び説明要求権等を行行使することができるほか、区長等に対して資料の提出を求めることができます。

- 2 議会は、杉並区区民等の意見提出手続に関する条例（平成 21 年杉並区条例第 41 号）の規定により、区民等の意見提出手続が実施された政策等の案については、公表された結果を審議の参考にするものとします。

〈解説〉

この条は、議会が区の事務を監視し評価するための、検査権、監査請求権、調査権、説明要求権について規定しています。

第 1 項で、議会は自治法第 98 条、第 100 条に基づき、執行機関に対して事務に関する書類の調査、施策の内容や予算の使い方などの検査を行い、説明を求める権限があること、また、監査委員に対して区の事務に関する監査の請求を行い、監査結果の報告を求めることができることを明記しています。この他にも、必要に応じて、区長等に対して資料の提出を求めることができますとしています。

第 2 項では、執行機関に対し議会での審議、審査にあたって杉並区区民等の意見提出手続に関する条例に基づき、執行機関は、区民等の意見提出手続（パブリックコメント）の結果を公表することを求めておりとされており、議会は、その公表結果を議案等の審議、審査の参考にすることを明記しています。

◆区民等の意見提出手続（パブリックコメント）◆

執行機関が、基本構想、計画、義務や権利に関わる条例などの策定等を行う場合、あらかじめ案を公表し、区民等の意見を求める手続のことです。「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、実施されています。

○検討結果

【解説】

- ・「執行機関に対し、議会での審議、審査にあたって区民等の意見提出手続（パブリックコメント）の結果を公表することを求めており」から「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例に基づき、執行機関は、区民等の意見提出手続（パブリックコメント）の結果を公表することとされており」に修正

## 第5章 議会の会期会議

### ○検討結果

第5章「議会の会期」と第6章「会議」を統合し、第5章「会議」に修正。  
元の第7章以降の数字はつめる。

### (定例会)

**第16条** 定例会は、~~杉並区議会定例会の回数に関する条例(昭和31年杉並区条例第13号)~~の定めるところにより法第101条の規定に基づき区長が招集し、議決により会期を定めるものとします。

### ○検討結果

#### 【条文】

「杉並区議会定例会の回数に関する条例(昭和31年杉並区条例第13号)の定めるところにより」から「法第101条の規定に基づき」に修正

### (臨時会)

**第17条** 臨時会は、次の定例会を待たず審議する必要があるときに区長が招集し、議決により会期を定めるものとします。

2 ~~法第101条第2項又は第3項の規定に基づき、区長に対し、次の各号に掲げる場合において次に掲げる場合において、議長又は議員は、区長に対し~~臨時会の招集を請求することができます。

一 (1) 議長が、議会運営委員会の議決を経て、付議事件を示したとき。

二 (2) 議員定数の4分の1以上の議員が、付議事件を示したとき。

3 前項に規定する臨時会の招集を請求したにもかかわらず、20日以内に区長がこれを招集しない場合、議長は、臨時会を、同項第1号に該当するときは招集することができ、同項第2号に該当するときは請求をした者の申出のあった日から10日以内に招集しなければなりません。

### ○検討結果

#### 【条文】

- ・「区長に対し、次の各号に掲げる場合において」から「次に掲げる場合において、議長又は議員は、区長に対し」に修正
- ・「一」「二」号表記(漢数字)を「(1)」「(2)」に修正
- ・地方自治法の規定に合わせ第3項下線部記載を追加。

## (本会議)

**第18条** 杉並区及び議会の最終的な意思は、議場に参集したすべて全ての議員により構成される定例会又は臨時会の本会議において決定します。

○検討結果

### 【条文】

- ・「杉並区及び」を削除
- ・「すべて」を漢字「全て」に修正

## (委員会)

**第19条** 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を設置するとともに、必要に応じて特別委員会を設置します。

2 常任委員会は、次のとおりとします。

- (1) 総務財政委員会
- (2) 区民生活委員会
- (3) 保健福祉委員会
- (4) 都市環境委員会
- (5) 文教委員会

### 〈解説〉

この条は、委員会について規定しています。

委員会は、議案や請願・陳情を実質的に審査したり、区の仕事について調査を行う議会の内部組織です。委員会には常設の常任委員会、議会運営委員会と必要に応じて設置する特別委員会があります。

#### ◆常任委員会◆

議案や請願・陳情の審査、区の事務の調査のために、部門ごとに5つの常任委員会を設置しています。常任委員会は常設の委員会で、議員は必ず一つの委員会に所属しなければなりません。

- 総務財政委員会
- 区民生活委員会
- 保健福祉委員会
- 都市環境委員会
- 文教委員会

#### ◆議会運営委員会◆

議会運営が円滑に行われるよう、本会議での議事進行や議会運営全般について調査及び審査を行うために設置しています。議会運営に関するもののほかにも、会議規則、委員会条例に関すること、議長の諮問（議長が意見を求めること）に関することを所管しています。

(次ページに続く)

### ◆特別委員会◆

特定の案件の審査・調査を行うために必要に応じて設置される委員会で、設置するためにはその都度議決が必要です。

区の予算や決算を審査する際にも、毎年、特別委員会が設置されています（予算特別委員会・決算特別委員会）。予算、決算の審査は区政全体に関わる事項のため、杉並区議会では全議員が委員となっています。

### （委員会の活動）

- 第20条** 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、傍聴人に配慮するとともに、委員外議員に質疑及び意見表明の機会を提供するため、開催日が重複しないよう相互に調整するものとします。ただし、緊急を要する場合等、委員長が必要と認める場合はこの限りではありません。
- 2 委員会は、所管事項の審査又は調査を専門的に行うため、その委員の一部で構成する小委員会を設置することができ、その運営方法については委員会で決定することとし、小委員会は、委員相互の自由討論に努めるものとします。
  - 3 委員会は、審査及び調査にあたり、必要と認める場合には分科会及び連合審査会を活用し、委員会運営を行うよう努めるものとします。
  - 4 委員会は、必要と認める場合には閉会中の審査又は調査を行い、議会活動の充実に努めるものとします。
  - 5 その他委員会に関する事項は、別に定めます。

### 〈解説〉

この条は、委員会の活動についての原則を規定しています。

第1項は、複数の委員会を同じ日に開催しないよう、開催日を調整することを明記しています。これは傍聴者が参加できない状況を作らないこと、委員外議員（その委員会の委員ではないが、質疑や意見表明を行うために会議に参加する議員）の出席を妨げないことを目的としています。ただし、緊急に審査しなければならない案件がある場合などには、委員長の判断により複数の委員会を開くこともあります。

第2項は、小委員会の設置について明記しています。小委員会とは、委員会の中に設置するもので、特別な事項を審査、調査するために必要に応じて設けられる機関です。小委員会は、委員の一部で構成され、自由に討論を行い、より実りのある審査、調査に努めることとしています。

第3項は、効果的、効率的な委員会運営のために、必要に応じて分科会、連合審査会を設置するものとしています。（分科会、連合審査会の内容については下記参照）

第4項は、議会の会期ではない時期（議会が閉会中）の委員会の活動について明記しています。委員会は議会の会期中に活動することが原則ですが、議会の議決により、閉会中のときにも、必要に応じて審査又は調査を行い、議会活動の充実に努めるものとしています。

第5項は、委員会に関するその他の事項について、別に定めることを明記しています。例として、会議規則や委員会条例などがあります。

（次ページに続く）

### ◆分科会◆

委員会で審査する案件の内容が多岐にわたる場合、審査、調査を迅速に行うために委員会内部に設けるもので、必要に応じて設置します。案件をいくつかの分科会に分けて、委員全員を割り振って所属させ、各分科会で審査、調査を行います。

予算や決算を審査する委員会などで、分科会方式を採用する議会もあります。

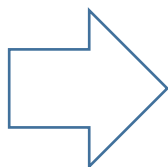
### ◆連合審査会◆

議案等の審査を任された委員会が、他の関連する委員会と合同で会議を開くことです。原則としては審査を任された委員会において結論を出すべきですが、議案等の内容が他の委員会の所管事項に関連する場合があります、協議のうえ連合審査会とすることができます。

## ○検討結果

### 【条文・解説】

第19条（委員会の活動）  
第20条（常任委員会）  
第21条（議会運営委員会）  
第22条（特別委員会）



第19条（委員会）  
第20条（委員会の活動）

- ・元の第19条～第22条の委員会の内容を、第19条（委員会）、第20条（委員会の活動）として整理。
- ・元の第23条以降の数字はつめる。

### （質問・質疑及び討論）

**第21条** 議員は、本会議において、議長の許可を得て、区政一般に関する質問並びに提出された議案等に関する質疑及び討論を行うことができます。

2 議会は、区の重要事項に関する論点を明らかにするため、区長の所信表明及び予算編成方針に対し、本会議において区長等に代表質問を行う機会を設けます。

~~3 前2項に規定する質問等を行う場合は、議長にあらかじめ通告しなければなりません。ただし、やむを得ないときはこの限りではありません。~~

~~4.3~~ 委員会の委員は、委員会において委員長長の許可を得て、議題について質疑を行い、意見を述べるすることができます。

## 〈解説〉

この条は、本会議及び委員会において行われる質疑、質問、討論について規定しています。

第1項は、本会議における区政一般に関する質問（＝一般質問）、議案や区の報告案件に対する質疑及び討論について明記しており、いずれも議長の許可を得て行うことができます。

一般質問とは、議員が、区政全般にわたって、区の事務の執行状況や将来に対する方針などについて質問を行い、区長等の見解を求めるもので、提出された議案に限らず質問することができます。

議会は区長等が行う仕事を監視する機能を持っていることから、議員には一般質問を行う権利が認められており、定例会中に限って行うことができます。（1定例会中に1回行うことができます。）一般質問は、質問するだけでなく、議員自らが政策を提言し、それに対する区長等の見解を確認する側面もあります。

質疑とは、本会議での議案の説明、区からの報告案件の内容について提出者に尋ねることで、特定の案件について行うものです。

討論とは、議題となっている案件について、議決の前に賛成か反対か自分の意見を表明することです。

第2項は、代表質問について明記しています。

代表質問は、所定の事項について会派の代表者が質問を行う制度です。区長が行う所信表明、各年度当初予算案の編成方針については、一定数（現在4人以上）の議員が所属している会派の中で質問事項を調整し、その代表者が質問を行うこととしています。

~~第3項は、質問、質疑、討論を行う際、原則としてあらかじめ議長に発言の要旨などを通告することを明記しています。これは、議長が発言者の人数や要旨を事前に確認することで、発言の順番を定め、議事日程の調整を行うなど、効率的な議会運営を図ることができるようにするためのものです。~~

第43項は、委員会における規定で、委員は委員長の許可のもと議題について質疑を行い、意見を述べるすることができます。

## ○検討結果

### 【条文・解説】

第3項を削除

## （その他の会議）

**第22条** 議会は、法第100条第12項の規定に基づき、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための会議を置く場を設けることができます。

## ○検討結果

### 【条文】

「会議を置く」から「場を設ける」に修正



**(議員定数)**

**第 23 条** 議員定数は、杉並区議会議員定数条例（昭和 61 年杉並区条例第 35 号）で定め  
ます。

- 2 議員又は委員会が、議員定数に関する条例改正の議案を提案する場合は、**議会基本条例**  
**のこの**条例の**基本**理念等を踏まえ、提出するものとします。

○検討結果

**【条文】**

「議会基本条例の理念等」から「この条例の基本理念等」に修正

**(政務活動費)**

**第 25 条** 政務活動費は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条  
例（平成 13 年杉並区条例第 26 号）で定めて**いて**います。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政務活動の経費について使途基準に基  
づいた収支等の報告書を議長に提出しなければなりません。
- 3 政務活動費の使途基準等は、学識経験を有する者で構成される政務活動費専門委員会  
での意見等をもとに、政務活動費調査検討委員会で検討を行い、議長が定めます。

○検討結果

**【条文】**

「定めています」を「定めます」に修正

**(議会事務局)**

**第 26 条** 議会に関する事務を処理するため、**法第 138 条第 2 項の規定に基づき杉並区議会**  
**事務局条例（昭和 25 年杉並区条例第 13 号）で定めるところにより**、議会に区議会事務  
局を設置します。

- 2 議会は、議員の政策形成及び政策提言に関する機能を高めるとともに、円滑な議会運営  
を推進するため、区議会事務局の調査、法務、~~その他~~必要な機能の充実を図るものとしま  
す。

○検討結果

**【条文】**

- ・「法第 138 条第 2 項の規定に基づき」から「杉並区議会事務局条例（昭和 25 年杉並区条例  
第 13 号）で定めるところにより」に修正
- ・「調査、法務、その他」から「調査、法務その他」に修正

**(条例の見直し)**

**第 28 条** 議会は、議会運営がこの条例の目的及び基本理念等に則して行われているかどうかを、一定期間ごとに議会運営委員会等で検証し、必要があると認めるときは、この条例の内容について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置をとるものとします。

○検討結果

**【条文】**

附則に記載されていた内容を、新しく第 28 条（条例の見直し）として記載。